



参議院議員通常選挙の投票日は7月10日(日)です

▶問い合わせ 選挙管理委員会 ☎73-3000

参議院議員通常選挙は、6月22日(水)に公示され、7月10日(日)に投票が行われます。今回の選挙は、国政を託す私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。必ず投票に行きましょう。

投票時間

午前7時～午後8時
(島しょ部は午前7時～午後6時)

投票日当日の投票所

郵送される「投票所入場券」に記載された投票所で投票できます。

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭の用務がある人など、一定の事由に該当する人は期日前投票ができます。

期日前投票所を設ける場所

- ・市役所西館大会議室
 - ・山本庁舎2階大会議室
 - ・マリノウェーブ1階ホワイエ
- ※いずれの期日前投票所においても投票できます。

投票期間

【市役所】
7月9日(土)まで

【山本庁舎・マリノウェーブ】
7月7日(木)～9日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

注意事項

※「投票用紙等請求書兼宣誓書」を投票所入場券の裏面に印刷して持参して、事前に必要事項を記入して持参してください。
※詳しくは、投票所入場券に同封されるチラシや市ホームページをご覧ください。

「所得状況届」の提出が不要になっています

20歳前障害基礎年金を受給している人は、「所得状況届」の提出が原則不要となっています。ただし、前年の所得などを確認できる人に限ります。

保険料の免除制度について

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができないときは、申請により保険料の納付が免除・猶予されます。免除や猶予を受けることで、老齢・障害・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの事由がある場合に、全額または一部が免除されます。

納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

申請の手続き

基礎年金番号の分かるものまたはマイナンバーカードなど、本人確認ができるもの、雇用保険被保険者離職票など(失業特例を申請する場合)をお持ちの上、市民課、各支所または年金事務所ですべての手続きをください。

年金事務所での年金相談・請求手続きの際は予約をしましょう

事前に予約をすることで、待ち時間が少なくなり、スムーズに手続きを進めることができます。希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。予約の際には基礎年金番号が分かるもの

お知らせ

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

固定資産の異動があった場合には、届け出が必要です

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

家を新築・増築したとき

現地確認により評価額を算出するため、税務課へご連絡ください。固定資産税は翌年度から課税されます。

家を取り壊したとき

家屋の全部または一部を取り壊したときは「家屋滅失届出書」を提出してください。

未登記家屋の所有者が変わったとき

売買、相続、贈与などにより未登記家屋の所有者が変わったときは「名義人変更届出書」を提出してください。

土地・家屋の用途が変わったとき

届け出が必要な場合があります。税額が変わる場合がありますので、税務課へご連絡ください。

提出先

税務課または各支所

省エネ改修を行った家屋の固定資産税の減額要件が一部変更になりました

令和6年3月末までに、住宅の窓や壁などの断熱改修工事または、同工事と合わせて太陽光発電装置設置工事などを行った場合は、当該住宅の固定資産税の1/3に相当する額が翌年度分限り減額されます。

変更点

- ・工事の自己負担額が60万円以上(変更前:50万円以上)
 - ・平成26年4月1日以前に建てられた住宅(変更前:平成20年4月1日)
- ※適用を受けるには改修後3カ月以内に手続きが必要です。要件など詳しくは税務課までお問い合わせください。

お知らせ

をお手元にご準備の上ご連絡ください。
問い合わせ
予約受付専用電話
☎0570(05)4890
善通寺年金事務所(音声案内①②)
☎0877(62)1662

不審電話にご注意ください!

「日本年金機構」や「厚生労働省」の職員と称して、現金を詐取したり、個人情報や年金の書類を配達できないと言ったり、「年金の書類を配達できない」と言ったり、職業や会社名を聞くなど、不審な電話や訪問があったという事例が寄せられています。

年金機構職員および委託業者が訪問する際は、必ず写真付きの身分証明書を提示します。また、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審に思ったら、個人情報をお話したり、現金を支払ったりせずに、年金事務所や警察へお問い合わせください。

社会保険労務士による無料年金相談

日時 7月13日(水)

午前10時～午後3時

場所 危機管理センター

基礎年金番号の分かるもの、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるもの。

申し込み・問い合わせ

街角の年金相談センター高松(オフィス)
☎087(811)6020

野焼きは法律で禁止されています!

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007



家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙たくて窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付いて困る」などの声が多く寄せられています。ごみを燃やすと煙や臭いによる近隣トラブルを招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質によって人の健康にも悪影響を与えます。

家庭から発生したごみは、野焼きせず指定された日に正しく分別して、ごみステーションなどへ出してください。

野焼き(野外焼却)とは?

- ・ドラム缶などを使用しての焼却
- ・ブロックで囲んだ焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却 など

野焼きの例外とは?

- ① 農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、畦の草および伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
 - ② 落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却
 - ③ 河川・道路管理者などが除草した草木の焼却
 - ④ 災害などの予防、応急対策、火災予防訓練
 - ⑤ 正月のしめ縄、門松などを焚く行事や塔婆供養の焼却 など
- ※例外的に野焼きを行う場合でも、少量の焼却を心掛け、風向きや時間帯を考慮するなど、周辺地域の生活環境に十分配慮してください。

くらし

次の場合は、道路に関する届け出が必要です

▶問い合わせ 建設港湾課 ☎73-3043 西讃土木事務所 ☎25-5261

一般的な使用を超え、道路の上下に継続して物件を設けて道路を使用するとき

道路占用許可申請(道路法第32条)による道路管理者の許可が必要です。占用物件の内容により占用料が必要になります。

例 電柱、電線、突出看板、上下水道管、工事用足場、仮囲いなど

道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行うとき

道路工事承認申請(道路法第24条)は道路管理者の承認が必要です。通行の安全確保および構造保全上の条件によっては承認できない場合があります。事前に担当者に確認をしてください。

※工事に関する一切の費用は申請者の負担となります(道路法第57条)。

例 出入り口のための歩道の切り下げ、床板の掛けこみ、法面の埋め立て工事、ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の設置・撤去・移設工事、舗装・側溝などの修復および新設工事

道路の通行を禁止・制限するとき

次の場合、道路の通行禁止・通行制限申請による届け出が必要です。

- ・道路構造の保全、交通危険防止のため(道路法第46条)
- ・道路管理者の承認を受けて実施する工事(道路法第47条)
- ・所轄警察署長から道路使用許可証の交付を受けたもの(道路交通法第77条)